

発議案第1号

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年3月17日

大網白里市議会議長 花澤 房義 様

提出者	議会運営委員会	委員長	岡田 憲二
賛成者	議会運営委員会	副委員長	前之園 孝光
	同	委員	小金井 勉
	同	委員	一色 忠彦
	同	委員	大野 英雄
	同	委員	佐久間 久良
	同	委員	倉持 安幸

別紙

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例

大網白里市議会委員会条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。